

企業立地奨励金

熊谷市は挑戦するあなたの企業を応援します！

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例

制度の詳細はこちらを
ご覧ください



市ホームページ

奨励金対象事業

○重点業種事業

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業

○建設業 ○製造業 ○情報通信業 ○運輸業、郵便業 ○卸売業、小売業

小売業については、次の場合を除き、物品等を保管することを目的とする事業所に限る。

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域
- ・都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域
- ・熊谷市開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成17年規則第175号）第3条第1項第4号ウに規定する生活利便施設

○サービス業

自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）、建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業及びコールセンター業に限る。

○農業

農業保険法（昭和22年法律第185号）第98条第1項第7号に規定する施設園芸を行うものに限る。

○宿泊業

旅館、ホテルに限る。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業を営むものを除く。

○病院

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は10人以上の患者を入院させるための施設を有する同条第2項に規定する診療所に限る。

奨励金交付の要件

- 事業を開始する事業所に係る土地や建物を取得又は賃借すること
- 取得の場合は以下の(1)、(2)、(4)のいずれかを、賃借の場合は(2)、(3)、(4)のいずれかを満たすこと
 - (1) 投下固定資産の合計額が5,000万円（その区域が都市機能誘導区域である場合にあっては、3,000万円）以上であること
 - (2) 事業所の敷地面積が2,000m²以上又は床面積が1,000m²（その区域が都市機能誘導区域である場合にあっては、100m²）以上であること
 - (3) 新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が1月当たり20万円以上であること（その区域が都市機能誘導区域である場合に限る）
 - (4) コールセンターであって、常用従業員が50人以上の規模であること
- 製造業の用に供する事業所については、市と公害の防止に関する協定を締結していること

手続きについて

- まず、事業所の事業開始の日の翌日から起算して30日以内に指定事業者の申請を行ってください。

- その後、活用する奨励金ごとに、決められた申請時期に申請を行ってください。

※ 重点業種事業の場合、指定事業者の申請に先立ち、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画について、埼玉県知事の承認を受けること。

1 奨励金の要件等（奨励金別）

(1) 事業所新設等奨励金 新設等した事業所に係る固定資産税相当額を交付します。

申請時期	賦課された固定資産税を完納した翌年度		
対象期間 ・金額	通常	3 年度分	1 年度あたりの限度額5,000万円
	本社機能に供する事務所※	5 年度分	1 年度あたりの限度額5,000万円
	重点業種事業	5 年度分	1 年度あたりの限度額 1 億円

※ 資本金の額が1,000万円以上で、かつ、本店、主たる事務所その他の規則で定める事務所